

テクノロジーによる超高齢社会の金融問題の解決

大和証券（株）
エクイティ調査部
シニア ESG ストラテジスト

長内 智



（株）大和総研
金融調査部研究員

森 駿介



～要旨～

日本では、長寿化の進展を背景に認知機能に問題を抱える高齢者とその金融資産残高が増加しており、それに伴う金融面のリスクへの対応が課題となっている。認知機能が低下した高齢者は、日常の決済や資産管理などの比較的シンプルな金融取引だけでなく、資産運用や資産移転などのより高度な意思決定が求められる領域においても困難を伴う。こうした金融面の課題解決のために、様々なテクノロジーの活用が進められている。例えば、高齢者の認知機能の低下を早期に検知するサービスが導入されている。また、実際の金融行動（決済、資産管理・保全、資産運用、資産移転）における課題に対応するためのサービスも登場している。ただし、テクノロジーの活用は手段であり、重要なことは認知機能が低下した高齢者の金融問題をいかに改善・解決させるかという点である。そのためには、テクノロジーと人を両輪とした金融包摂という視点も大切となる。

1 はじめに

日本は世界有数の長寿国として知られており、2023年時点の平均寿命は、男性が81.09年、女性が87.14年となっている¹⁾。今後も平均寿命は延びていくと予測されており、将来的に「人生100年時代」と呼べる時代が到来する可能性もある。また、世界に先駆けて高齢化が進展し、「超高齢社会」（65歳以上の高齢者の比率が21%以上）に入っている日本では、高齢化に伴う課題への対応が様々な領域において求められている。

こうした中、金融分野においても、2010年代末頃から高齢社会の金融サービスのあり方につい

て議論が行われてきた。2019年6月には、金融審議会「市場ワーキング・グループ」が「高齢社会における資産形成・管理」という報告書を公表した。この報告書では、認知・判断能力の低下や心身の衰えは誰にでも生じ得ることを前提に、個人の資産形成・管理における心構えや金融サービスのあり方などが論じられている。高齢顧客への対応として、「金融ジェロントロジー」の知見を取り入れることに言及された点も注目される。

「金融ジェロントロジー」とは、高齢化に伴う認知機能と身体能力の低下などが金融面に及ぼ

す影響や、その課題解決等について研究する学問のことである。「金融」と「老年学（ジェロントロジー）」を合成したものであり、「金融老年学」や「ファイナンシャル・ジェロントロジー」という表記も用いられる。

現在、高齢化は国際的に進展しており、そうした人口動態や社会構造の変化に合わせて金融環境の整備等を進めていくことが諸外国においても重要な課題となっている。2019年6月に福岡で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議では、高齢化に伴う金融面の課題とその対応に関する議論も行われ、「高齢化と金融包摂のためのG20福岡ポリシー・プライオリティ」が承認された。この報告書の中で、国際社会が直面する課題への対応として8つの優先項目が示された。その1つが「イノベーションを進めよう－包摂的なテクノロジー」であり、高齢者の金融包摂（ファイナンシャル・インクルージョン）のためにテクノロジーの活用が重要と言及されている。例えば、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）の活用が挙げられよう。また、近年は、「AgeTech（エイジテック）」と呼ばれる高齢社会の課題解決に資するテクノロジーが台頭しつつあり、その金融分野への適用も注目される。

そこで、本稿では、日本の超高齢社会に関して、高齢者の認知・判断能力の低下に伴う金融問題及びテクノロジーの活用を巡る現状や課題について考察する。まず、国内の高齢化の現状として、認知機能が低下した高齢者数とその保有金融資産残高等を概観した上で、認知・判断能力の低下に伴う影響を金融行動別に整理する。その後、高齢者の金融取引等における問題解決に資するテクノロジーの活用事例と、今後の金融包摂の課題について指摘する。

2 超高齢社会で顕在化する金融問題

(1) 認知症者数の増加

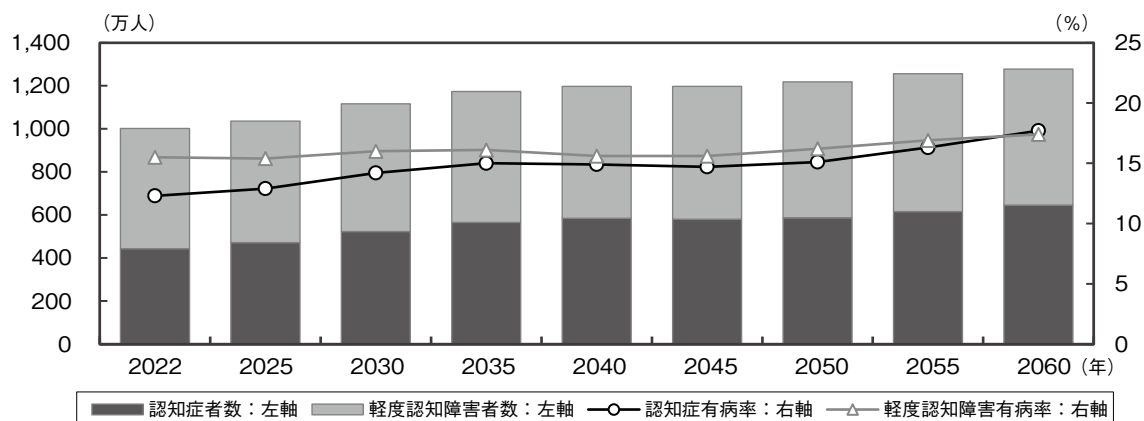
少子化の急速な進展に伴い、日本はすでに人口減少社会に突入しているものの、長寿化と人口の多い「団塊世代」(1947～1949年生まれ)の影響などを背景に、65歳以上の高齢者数はまだ減少傾向に転じていない。これまでの少子化と長寿化によって65歳以上人口比率（高齢化率）は上昇傾向が続いており、足元で3割弱である同比率は、非常に緩やかなペースで今後も上昇していく見込みである²⁾。また、日本では、長寿化の進展などにより75歳以上の「後期高齢者」の人口が増加傾向にあり、2023年に初めて2,000万人を超えた。なお、今年(2025年)は、「団塊世代」の全員が後期高齢者となる年であり、高齢化に関する議論において「2025年問題」として注目されることも多い。

長寿化の進展は社会的に好ましいと考えられる一方、それに伴い、認知・判断能力に問題を抱える人の増加という難題に直面することになる。国立大学法人九州大学(2024)によると、2025年の65歳以上の認知症者数は471.6万人（有病率は12.9%）、認知症と健常状態の中間にあたる軽度認知障害者（MCI:Mild Cognitive Impairment）数は564.3万人（同15.4%）であり、2035年には、それぞれ565.5万人（同15.0%）、607.7万人（同16.1%）になると推計される（図1）。つまり、今後10年程度で認知症者数は約94万人、軽度認知障害者数は約43万人も増加することになる。2035年以降は、横ばい圏もしくは微増の推移が見込まれている。

(2) 高齢世帯の金融資産比率は5割超

日本では、労働力の中核をなす生産年齢人口（15～64歳）が1995年、総人口が2008年にピークをつけてから減少傾向に転じているものの、

図1 認知症・軽度認知障害者数と有病率（65歳以上）の将来設計



(注) 2022年以降の性年齢階級別有病率は一定と仮定されており、人口分布の変化を反映した形となっている。

(出所) 国立大学法人九州大学 (2024) 「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書」
(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業) 研究代表者 二宮利治) より大和総研作成

家計の貯蓄（黒字）の積み上がりや株価指数の上昇等により、家計金融資産残高は増加傾向が続いてきた。今後も日本の名目 GDP（国内総生産）が増加していく中で、家計金融資産残高は拡大傾向が続き、2035 年度末には 3,022 兆円程度になると試算される³⁾。この水準は、2023 年度末（2,199 兆円程度、速報ベース）の 1.37 倍程度（年率 + 2.7%）に相当する。

65 歳以上世帯の金融資産残高は、2023 年度末（1,129 兆円程度）から 2035 年度末（1,601 兆円程度）にかけて 1.42 倍に増加し、全体に占める比率は 51% 程度から 53% 程度まで上昇すると試算される。日本の家計金融資産に関しては、高齢世帯に資産が偏在していることがよく知られているが、こうした状況は当面続き、むしろ偏在度合いは幾分高まる見込みである。

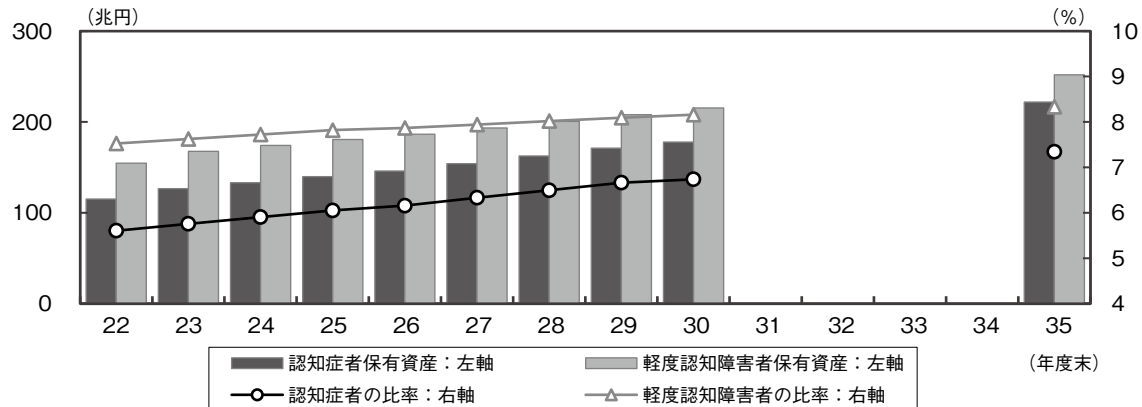
(3) 認知症者の金融資産は今後も増加

これまで見てきた認知症・軽度認知障害者の有病率と高齢世帯の金融資産残高のデータに基づくと、認知症者の 2023 年度末の金融資産残高は 126.6 兆円程度（全体の 5.8% 程度）、軽度認知障害者は同 167.7 兆円程度（同 7.6% 程度）であっ

たと試算される（図 2）⁴⁾。両者の合計は 294.3 兆円程度であり、すでに家計金融資産残高全体の 1 割を超える水準（同 13.4% 程度）になっている。さらに、2035 年度末には、認知症者が 221.9 兆円（同 7.3% 程度）、軽度認知障害者が 251.8 兆円程度（同 8.3% 程度）となり、今後 10 年程度で、それぞれ 95 兆円程度、84 兆円程度増加すると試算される。

日本では、政府の「資産所得倍増プラン」の柱として、新しい少額投資非課税制度（新 NISA）が 2024 年 1 月に開始するなど、足元で「貯蓄から投資へ」の機運が高まっている。こうした状況は、日本の家計金融資産残高の拡大にとって追い風となろう。また、世帯・個人単位で見ると、総金融資産もしくは純金融資産が 5,000 万円、1 億円を超える準富裕層や富裕層の増加も見込まれる。しかし同時に、認知機能に問題を抱える人の金融資産残高も増加していく中、それに伴う金融面の課題などについて再認識しておくことも大切となる。

図2 家計金融資産残高の将来推計(認知症者、軽度認知障害者)



(注1) 試算値であり、幅を持ってみる必要がある。2034～2035年度の家計金融資産残高は「日本経済中期予測」の平均的な伸び率で増加すると仮定。2031～2034年度末は年齢階級別世帯数の将来推計値を利用できず、データなしとしている

(注2) 国立大学法人九州大学（2024）認知症・軽度認知障害の年齢別有病率（男女計）を利用した試算値。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の世帯数の将来推計（全国推計）-令和6（2024）年推計-」、国立大学法人九州大学（2024）「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健 健康増進事業）研究代表者 二宮利治）、総務省「2019年全国家計構造調査」、日本銀行「資金循環統計」、大和総研「日本経済中期予測」（2024年）より大和総研作成

(4) 高齢者が直面する金融面の課題

これまで、金融ジェロントロジーの研究や金融機関の現場での事例を通じて、認知・判断能力の低下が高齢者とその家族等にどのような影響をもたらし得るかが分かってきている。その主な影響を金融行動（決済、資産管理・保全、資産運用、資産移転）別に整理したのが表1である。

日常の決済や資産管理などの比較的シンプルな金融取引から、資産運用や資産移転などのより高度な意思決定が求められる領域まで、金融面の課題やリスクは多岐にわたる。

こうした中、超高齢社会の課題を解決するために、独自のテクノロジーを活用した新しいサービスを提供する企業が登場してきたのである。

表1 認知・判断能力の低下に伴う主な影響

金融行動	主な影響
決済	・ 日常の決済に支障が出る（お金の計算が困難等） ・ 商品を購入したことを忘れ、同じ商品を再び購入してしまう ・ 公共料金や家賃等の支払いを忘れて滞納してしまう
資産管理・保全	・ 日常の資産管理ができなくなる（カードや通帳の紛失、暗証番号忘れ、ATMの操作が困難、ATMから1日に何度も出金等） ・ 金融詐欺被害や悪質商法被害に遭いやすくなる ・ 家族等が高齢者本人の資産の保有状況などを把握しづらくなる ・ 認知症になると、預金口座から現金を引き出せなくなる
資産運用	・ 情報収集・判断能力の低下により金融商品の選択が困難になる ・ 適切なアセットアロケーションの変更を行えないことと等により、運用成績が低下する ・ 認知症になると、証券口座で株式等の取引が停止される
資産移転	・ 各種税制優遇制度の活用における意思決定が困難になる（教育費贈与等） ・ 認知症になると、生前の相続対策が困難になる（預貯金や不動産等の処分・移転）

(出所) 各種資料より大和総研作成

3 認知機能低下の検知と個人認証

(1) 早期発見の重要性

高齢者の認知機能の低下においては、軽度認知障害者の段階での早期発見が重要である。なぜなら、ひとたび認知症になってしまうと現時点では根本治療が難しい一方、軽度認知障害者の段階であれば適切な治療や予防などを行うことで認知症への移行を遅らせたり、健全な状態に回復できたりする可能性があるためである。予防策としては、個人がコントロールできる認知症のリスク要因への対応が大切であり、具体的には、難聴、高血圧、肥満、喫煙、抑うつ、運動不足、社会的孤立、糖尿病などの改善が有効とされている。もっとも、認知症の発症に影響するリスク要因の65%は年齢や遺伝などの不可逆なものであるため、完全な予防は困難という指摘もある⁵⁾。もし、認知症に移行したとしても、薬物治療などにより認知機能のさらなる低下を遅らせる対応などが考えられる。

認知機能低下の早期発見のためには、地方自治体が認知症の検診を推進することなどが有効な対策となり得るが、現状、そうした検診を積極的に受けようという人は限られる。こうした中、認知症の兆候が高齢者の資産管理等の金融行動に表れる可能性が指摘されている点に注目したい。Triebel et al. (2009) では、資産管理能力を表すスコアが低い高齢者において、軽度認知障害者からアルツハイマーに移行する傾向があることを指摘している。このことは、家族・親族や金融機関職員が高齢者の金融行動の異変を察知することにより、認知機能低下の早期発見につながられる可能性を示唆する。なお、実際には、金融取引で高齢者と日々接する機会が多いのは、家族・親族より金融機関職員のケースも多いと思われる。

(2) テクノロジーによる検知

現実的には、金融機関職員がすべての高齢顧客の認知機能低下の兆候に気づくことは容易ではなく、とりわけ軽度認知障害者のように軽度の場合は職員がその兆候を見逃す可能性もあろう。こうした中、金融機関職員の気づきを補完する役割として、テクノロジーによる検知サービスが考案されてきた。

海外の事例として、米国 EverSafe (エバーセーフ) 社は、金融機関の口座情報から金融詐欺や認知機能の低下等が疑われる異常を検知し、その情報を家族・親族や専門家に知らせるサービスを提供している。他にも、テクノロジーを活用して認知機能低下の早期発見や予防促進を目指す企業として、米国の Neurotrack Technologies (ニューロトラック・テクノロジー) 社が挙げられる。同社が開発した認知機能テストは、動画を見ている目の動きをスマートフォン (スマホ) のカメラで撮影し、その撮影された動画を独自のアルゴリズムと AI を用いて解析し、認知症の進行度を把握するというものである。また、食生活の改善・運動習慣・学習など、認知機能低下の予防に有効とされるコーチング指導を行う「メモリーヘルスプログラム」を開発している。同社は、日本の大手生命保険会社・損害保険会社との業務提携を行っている。

日本では、日本テクトシステムズ社が、音声 AI が解析することにより認知機能の変化をチェックするアプリ「ONSEI」を提供している。タブレット PC やスマホ上で、アプリから流れる簡単な質問に声で回答した後、20 秒ほどで認知機能をチェックできるとしている。

また、日本 IBM 社、順天堂、グローリー社は共同で会話や顔の表情から脳の認知機能レベルを推定する AI を開発した。三菱 UFJ 信託銀行は、2025 年 2 月、この AI を活用した「金融商品適合

性チェック支援 AI アプリ」を導入すると発表した。同行の営業員は、同意を得た高齢顧客に対して、このアプリにより認知機能をチェックした上で、金融取引を行うことになる。

(3) 個人認証における生体認証の活用

認知・判断能力が低下した高齢者の金融取引において、個人認証が課題となることもある。ある人物が本人であることを確認するためには、①本人しか保有し得ない「所有物」、②本人しか知り得ない「知識」、③本人の「生体情報」のいずれかを用いて認証する。このうち生体情報による認証とは、人の身体的な特性・特徴や行動的な特性・特徴に基づき、その人物を確認することである。生体情報の例として、指紋や静脈、虹彩、顔、声紋（音声）が挙げられる。

通常の銀行口座の利用に際しては、原則的に本人しか保有し得ないキャッシュカード等を用い、本人しか知り得ない暗証番号を入力することで個人認証を行う。一方で、認知機能が低下した高齢者の中には、キャッシュカードや通帳を頻繁に紛失する預金者も少なくない。暗証番号を記憶することも困難になり、誕生日などの類推されやすい暗証番号を用いるケースもある。ATM（現金自動預払機）などの端末機での暗証番号漏洩も起こり得る。生体認証であれば、高齢者にかかる負担を減らすことができ、セキュリティの向上という観点からも有効な手段となろう。

ATM における個人認証において、多くの金融機関では、暗証番号の入力による認証に加え、セキュリティ向上を目的に、生体認証機能が付加された IC キャッシュカードを提供する取り組みが進められている。さらに、生体認証を用いることにより、利用者の利便性を高める取り組みも見られる。例えば、災害時に通帳やキャッシュカードを紛失した被災者が多かったという

課題を背景に、大垣共立銀行では、静脈による生体認証と生年月日・暗証番号の入力により、キャッシュカードや通帳がなくても取引できるサービスを提供している。

また、ATM での活用以外の用途として、金融サービスに生体認証を利用する例もある。例えば、英大手金融機関の HSBC では、電話取引サービスを行う際に、顧客の音声を利用することで顧客を特定できる声紋認証技術を用いている。高齢者が暗証番号を記憶する必要がないだけでなく、金融機関側にとっても個人認証で時間が取られない点で有用となろう。

もちろん、生体認証を用いた上記の金融サービスの全てが高齢者の金融面での課題解決を主な目的としたものではない。しかし、認知機能が低下した高齢者の金融取引において、利便性・安全性の向上に資する可能性は大きいと考えられる。

一方、生体認証にも課題はある。例えば、静脈は体内情報であるため入手は容易ではないが、一度流出してしまうとなりすまし攻撃のリスクがある。指紋や声紋など他の生体情報も同様のリスクを有する。認証に時間がかかるケースがあることや未対応の提携先の ATM では使えないこと、システム対応コストの大きさなども今後取り組むべき課題といえよう。実際、指紋と静脈の2要素による生体認証システムを導入した銀行において、認証技術上の課題などを理由にサービスを終了した事例もある。

4 金融行動別のテクノロジー活用事例

(1) 決済分野の課題と対応

日本は、スウェーデンや中国などのキャッシュレス先進国に比べて、キャッシュレス化への移行が遅れているものの、近年はキャッシュレス決済の利用者が着実に増加してきた。ただし、

他国よりも速いペースで高齢化が進んできた日本では、現預金を多く保有し、現金を持ち歩くことも多い高齢者の「デジタル・デバイド」という問題を無視できない。例えば、高齢者は、スマホの操作などに不慣れなケースが多く、キャッシュレス決済アプリをうまく導入できなかつたり、チャージ（入金）や支払いの操作に手間取ったりする傾向にある。認知・判断能力が低下すると、日常の決済に支障が出るおそれもある。

こうした高齢者の抱える決済分野の問題に対して、米国の True Link Financial（トゥルー・リンク・フィナンシャル）社は、決済可能条件（利用可能エリア・業種、預金引き出し条件など）をカスタマイズできるデビットカードを提供している。このサービスでは、高齢者本人や家族・親族等が決済情報などをリアルタイムのアラートとしてテキストメッセージで受け取ることが可能となっている。また、特定の事業者との取引をブロックすることによる詐欺対策や、事前に入金額を設定しておく使いすぎ防止対策などを備えている。

日本では、KAERU 社が高齢者とその家族向けに、アシスタント機能や見守り機能付きの決済サービス「KAERU」を提供している。このサービスは、プリペイドカードとスマホのアプリを組み合わせたものであり、プリペイドカードは大手クレジット会社の加盟店で使うことができる。具体的な機能としては、一日に使える金額を設定しておく使いすぎ防止機能、買い物の履歴で日々の決済を見守る機能、決済後の即時通知機能、遠隔操作機能、事前に設定した金額の毎月自動入金機能などがある。

高齢者のキャッシュレス化については幾つもの課題があるものの、将来的に「良いキャッシュレス」が実現できれば、高齢者もその恩恵を大きく受けられるという点に留意したい。例えば、

身体に不安が生じて、現金を引き出すために金融機関の ATM まで足を運ばなくてよく、金融犯罪被害のリスクがある巨額のタンス預金を減らすこともできる。また、スマホで買い物をすれば、買い物に出かける必要も、荷物を持ち帰る必要もなく、いわば「どこでもショッピング」ができる。

（2）資産管理・保全の「見守り」

日本の高齢化に関して、今後も高齢世帯に占める単身世帯の割合が上昇していくと見込まれている。国立社会保障・人口問題研究所の出生中位（死亡中位）推計によれば、2020 年の 35.2% から 2050 年には 45.1% まで上昇する⁶⁾。そうした中、高齢者の資産管理・保全の「見守り」を行う潜在ニーズは一層高まると想定される。

海外のテクノロジーの活用事例としては、前述した米国 EverSafe 社の異常検知・通知サービスが挙げられる。高齢者の通常と異なる出金や預金不足、不規則な投資行動と支出パターン、支払いの遅延などを検知することができる。他には、米国 Everplans（エバープランズ）社が、高齢者のかかりつけ医や保有する金融資産に関する情報から葬式の要望までの情報を管理して「見える化」するためのサービスを提供している。あらかじめ指定した代理人や家族・親族と共有することができる。

国内のサービスとしては、見守り機能が設けられた信託商品が挙げられる。三菱 UFJ 信託銀行は 2019 年 3 月から急を要する資金需要に対し、代理人が領収書等をスマホで撮影して請求することで払出しができる代理出金機能付信託の提供を開始している。この商品では、払出請求がなされた際に、契約者や代理人、代理人以外の他の家族等に払出請求内容が共有され、払出請求日の翌日から一定期間は「みまもり期間」として

払出しがなされない仕組みを設けている。

(3) 資産運用の新たな仕組み

資産運用の分野では、前述した「金融商品適合性チェック支援 AI アプリ」が最新のテクノロジー活用事例となる。

また、直接テクノロジーを用いるものではないが、日本証券業協会が2025年2月に公表した「家族サポート証券口座」という新たな仕組みも注目される。同協会によると、この口座は高齢者の将来の認知判断能力の低下に備えた方策であり、(1) 本人が健常なうちに、信頼できる家族（配偶者や子・孫）を代理人として、委任契約公正証書を作成する、(2) 証券会社に利用申込みをすることで家族サポート証券口座は開始するが、本人が健常なうちは、引き続き本人による取引が可能、(3) 本人の認知判断能力の状況を踏まえ、代理人が証券会社に届出を行うことで、代理取引が可能となり、原則として、本人が死亡するまでの間、代理人によって取引が継続できる、という設計になっている⁷⁾。

(4) 資産移転対策としての家族信託

資産移転に関する課題に関しては、家族信託に関わるサービスが挙げられる。高齢者が認知症になると金融機関に預けている資産が凍結されることになるが、家族信託を締結することにより、家族・親族等が金銭の引き出し等を行えるようになる。

例えば、日本のトリニティ・テクノロジー社は、認知症による資産凍結から親を守る「おやとこ」というサービスを提供している。これは、家族信託の組成コンサルティングを専門家が行った上で、信託契約締結後に信託した金銭や資産を家族信託専用アプリで簡単に管理できるというものである。

認知症になった場合の資産凍結問題に対して同様のサービスを提供しているのが日本のファミトラ社である。これまでの家族信託は料金が高く、一般に利用しにくいという課題があったが、同社は、独自のシステムにより低価格化を実現した。

5 テクノロジーと人による金融包摂

これまでみてきたように、超高齢社会における金融問題の解決に向けて、様々なテクノロジーの活用が進められている。今後もロボットや生成 AI といった新たな技術やサービスの活用が期待されよう。ただし、テクノロジーによって解決できることには限界もある。

また、テクノロジーの活用は手段であって目的ではないという点に注意したい。重要なことは、認知・判断能力の低下した高齢者が抱える金融問題をいかに改善・解決させるかという点であり、そのためには、テクノロジーと人を両輪とした金融包摂という視点も大切となろう。例えば、先にみたように、認識機能低下の早期発見等において金融機関職員や家族・親族の関与が有用となる。さらに、今後、頼れる家族のいない単身世帯が増えていくことを踏まえると、金融機関や地方自治体、地域包括支援センターなどの地域機関が連携して高齢者支援を行うことも重要になると考える。

【注】

- 1) 厚生労働省「令和5年簡易生命表の概況」
- 2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」
- 3) 内野・長内・森（2024）
- 4) 長内（2024）
- 5) 増本（2018）
- 6) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数

の将来推計（全国推計）－令和6（2024）年推計－」

7) 日本証券業協会（2025）

【参考文献】

内野逸勢、長内智、森駿介（2024）「日本のウェルスマネジメント市場のポテンシャルを探る～大和総研『日本経済中期予測』に基づく将来推計～」、2024年秋季号、Vol.56、pp.4-21

長内智（2024）「長寿化で増える認知症者の金融資産残高の将来推計～金融犯罪を含む金融面の課題やリスクへの対応も重要」、大和総研レポート、2024年12月20日

金融庁（2018）「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）

日本証券業協会（2025）「『家族サポート証券口座』について（概要）」、2025年2月19日

増本康平（2018）『老いと記憶』、中公新書

森駿介（2019）「テクノロジーは超高齢社会の金融問題を解決するのか～金融ジェロントロジーとフィンテックの交差点」、大和総研レポート、2019年8月23日

Triebel, K.L., R.Martin, H.R.Griffith, J.Marceaux, O.C.Okonkwo, L.Harrell, D.Clark, J.Brockington, A.Bartolucci, and D.C.Marson（2009）, “Declining financial capacity in mild cognitive impairment: A 1-year longitudinal study.”, *Neurology* 73（12）, pp.928-934

おさない さとし

【専門分野】

キャッシュレス、個人金融、資産形成、ESG

【経歴】

2006年早稲田大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学、大和総研入社。大和証券出向、内閣府出向（経済財政白書、月例経済報告などを担当）を経て、大和総研で日本経済と金融資本市場を担当。2025年4月より大和証券エクイティ調査部（ESG担当）。

【主な著書】

『デジタル化する世界と金融－北欧のIT政策とポストコロナの日本への教訓』金融財政事情研究会、2020年、共著。
『トランプ政権で日本経済はこうなる』日本経済新聞出版社、2016年、共著。

『リーダーになったら知っておきたい 経済の読み方』KADOKAWA、2015年、共著。

もり しゅんすけ

【専門分野】

個人金融、欧米の金融資本市場動向

【経歴】

一橋大学大学院経営管理研究科 金融戦略・経営財務プログラム修了。大和総研入社後、日本銀行金融市場局への出向を経て、2022年5月より現職。

【主な著書】

『企業法制の将来展望』財経詳報社、2024年12月、共著
『アベノミクス下の地方経済と金融の役割』蒼天社出版、2019年4月、共著

「非上場会社のエクイティファイナンス（1）今日的意義と制度改正」『旬刊商事法務』公益社団法人 商事法務研究会、2025年1月

「老後資金の運用・取り崩し期におけるリスクと金融サービス」『月刊企業年金 2020年4月号』企業年金連合会
「家計のリスク資産保有行動の地域差と金融リテラシー」『金融構造研究』全国地方銀行協会、2018年
